

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 （06-6469-7955） 東部市場 （06-6756-3901） 南港市場 （06-6675-2010）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	卸売業者等以外の者への施設の使用許可申請
概 要	卸売業者・仲卸業者・関連事業者以外のもので場内施設を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第58条第1項から第3項（昭和46年条例第40号） 中央卸売市場業務条例施行規則第48条（昭和47年規則第7号） 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第49条（昭和47年規則第8号） （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 施設の使用許可に関する要綱 （中央卸売市場 本場・東部市場各場担当窓口） 施設の使用許可等に関する要綱 （中央卸売市場 南港市場担当窓口）
審査基準	◎市場の運営に必要があると認められる場合は、「卸売業者・仲卸業者・関連事業者以外のもの」に附帯施設の使用を許可します。 ◎申請者が、次のいずれかに該当するときは、使用を許可しません。 (1) 卸売の業務、仲卸しの業務、関連事業その他これらに類する営業行為を行おうとするとき（一時的に附帯施設を使用する場合であつて、市長が特に必要と認めて承認したときを除く。） (2) 卸売の業務、仲卸しの業務又は関連事業の遂行に支障があるとき (3) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき (4) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき (5) 管理上支障があるとき (6) 暴力団の利益になるとき (7) その他市長が不適当と認めるとき ◎使用の許可を受けた者は、許可を受けた日から 1 月以内に保証金を市に預託する必要があります。また、保証金を預託した後でなければ施設の使用を開始してはいけません。
標準処理期間	2 週間～ 1 か月（補正に要した期間を除く。）
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html
備 考	—